

2020年度

# 履修免除

(全 3 ページ)

## 問 題

ページ

民事訴訟法 …… 1

刑事訴訟法 …… 2

### 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 民事訴訟法

I 以下の各問いについて、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

- (1) 明文なき訴訟担当とは何か。
- (2) 過去の権利または法律関係の確認が認められる場合とは、どのような場合か。

II 次の事案を読んで、下記の問いに答えなさい。(80点)

Yが、Xに対する1000万円の貸金返還請求訴訟を提起したところ(以下「第1訴訟」という)、Xも、Yに対して1000万円の売買代金支払請求訴訟を提起した(以下「第2訴訟」という)。

そこで、Yは、第2訴訟において、その売買代金はすでに支払済みであるという主張をしつつ、もしそれが認められない場合は、第1訴訟で請求している貸金返還請求権と第2訴訟で請求されている売買代金債務を相殺するとの主張をした。

この場合、第2訴訟の裁判所としては、Yの相殺の抗弁をどのように取り扱うべきであろうか。反対説にも言及しながら、自分の見解を論じなさい。

# 刑事訴訟法

I 以下の(1)、(2)について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

- (1) 接見禁止と接見指定との違いについて説明しなさい。(10点)
- (2) 領置と差押えとの違いについて説明しなさい。(10点)

II 以下の【事例】を読み、〔問い1〕および〔問い2〕に答えなさい。(80点)

## 【事例】

- (1) 平成29年10月から平成30年1月にかけて、K市内において、銀行内のATMから現金を引き出した高齢者が銀行の店舗から出たところで、何者かが銀行員を装って声をかけ、「引き出した現金を確認する」などと言葉巧みに高齢者をだまして現金を提出させ、そのまま持ち去るという詐欺事件が連続的に発生した。警察が、組織的な詐欺事件として精力的に捜査を行った結果、平成30年4月ころには、甲が詐欺グループの組織を統括している可能性が高いこと、および甲がK市所在のアパート「朱雀荘」2階の201号室を拠点として（以下、「本件拠点」という）、共犯者に対して犯行の指示をしたり、共犯者がだまし取った現金を集金したりしている可能性が高いことが明らかになった。しかし、甲は犯行に関する諸連絡をする際に電話を使用せず、本件拠点に共犯者を呼び寄せて、直接口頭で指示するという方法を取っていたため、警察は、甲による犯行指示に関する証拠を収集することができなかった。
- (2) そこで、警察官Aは、「朱雀荘」の所有者であるBの了承を得て、マイクロホンとコードで連結した増幅器を「朱雀荘」1階の102号室（202号室の直下の部屋）に設置し、本件拠点内の音声を探知できるようにした。そのうえで、Aは、平成30年5月10日から同年5月17日までの間、毎日、「朱雀荘」102号室に赴き、1日あたり2時間程度、本件拠点内の会話を密かに聴取し、録音した。ただし、Aは、詐欺事件に関連しない日常的な会話が行われていることが明らかと判断した段階で、増幅器の電源スイッチをいったん切断し、しばらくしてから再び電源スイッ

チを入れ直すことを繰り返していたため、実質的な聴取時間は、平均すると1日あたり1時間程度であった。

Aが録音した一例は、以下の通りである。

【録音日時】平成30年5月15日午前10時35分頃

甲「どうだ？。仕事は順調に進んでいるか？」

若い男「まあまあです。」

甲「サボらずにしっかりやれよ。1日20人には声を掛けて、最低10人からは金をだまし取れ。そういえば、お前、彼女とうまくいっているのか？」

若い男「それが、この前、喧嘩しちゃって。それ以来、口もきいてくれないんですよ。彼女の気に入っている『コモドドラゴン』のぬいぐるみをプレゼントしたら許してくれますかね。」

甲「知るか。早く銀行に戻って、だまして来い。真面目に働いたら、後で昼飯を持って行ってやるよ。トンカツ弁当でいいか。」

若い男「すみません。医者から高血圧だって言われているんで、ヘルシー幕の内弁当をお願いします。」(ここで、録音を中断)。

〔問い1〕

警察官Aが実施した(2)の捜査は適法か、違法か、論じなさい。

〔問い2〕

仮に(2)の捜査が違法であるとした場合、現行法上、(2)の捜査を適法に実施する方法はあるか、否か、論じなさい。なお、〔問い2〕の解答にあたっては、〔問い1〕における解答を前提に論じる必要はない。